

長崎みなとメディカルセンター 市民病院夜間保安管理業務 仕様書

1. 委託業務名 長崎みなとメディカルセンター 市民病院夜間保安管理業務
2. 履行期間 平成28年5月1日から平成30年3月31日まで
3. 委託対象事業場 長崎みなとメディカルセンター 市民病院
(長崎市新地町6番39号)
4. 業務の目的
病院内で夜間に発生する可能性のある迷惑行為者への対処及び来客者、患者、病院関係者を保護し、病院業務を円滑に遂行することを目的とする。
5. 業務条件
 - (1) 配置個所 守衛室等
 - (2) 業務時間 19:00～翌7:00
 - (3) 配置人数 1人
 - (4) 配置日数 365日
 - (5) 配置予定者の条件
(次の条件を満たす者で、健康体であり、運動神経が優れている者)
 - ・警察官として10年以上勤務した経験のあるもので、年齢が概ね65歳以下の者
6. 業務実施内容
 - (1) 病院内の迷惑行為者への対応を行うこととし、業務遂行時は関係法令を順守し実施すること。
 - (2) 守衛業務従事者等と密に連絡を取るとともに、状況によっては病院関係者の協力要請し、迷惑行為を防止すること。
 - (3) 守衛業務従事者、病院関係者等からの通報があった場合は、現場に急行し病院関係者及び他の第三者へ被害が及ばないように対処すること。
 - (4) 緊急事態が発生した場合は、速やかに臨機の措置を講じ、病院関係者に連絡すること。
 - (5) 現行犯人を発見し、捕獲が容易であると認められるときは、自ら捕獲するとともに、現場の保存、関係者及び証拠物件の確保に留意し警察官に引き渡すこと。
 - (6) 病院の秩序及び業務遂行を損なう恐れのある暴行、脅し、脅迫等の行為に対しては、毅然とした態度を取るとともに、万全の注意のもと、応対、制止、記録、通報、その他必要な安全措置を講じること。
 - (7) 勤務時の服装は正装（スーツ）に腕章を装着すること。

7. 配置予定者の選任

受注者は、契約締結後、業務開始までに配置予定者に関する事項（氏名、生年月日、経歴等）を記載した書面及び雇用関係を証する書面を提出するものとする。

8. 業務報告

- (1) 毎日の業務については、原則として翌日に日報（様式は任意）を提出して報告するものとする。
- (2) 業務に関し、特に必要がある場合は、翌日の職員の出勤時に口頭により報告するものとする。

9. 損害賠償

受注者は、業務履行中に業務従事者の責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えた場合は、そのすべてについて賠償責任を負うものとする。

10. 業務の引継ぎ

受注者は、履行開始日より円滑に業務が履行できるよう、業務委託契約締結後速やかに、現在の受託者との間で、引継ぎを行うものとする。なお、引継ぎに要する一切の費用は受託者の負担とする。